

長東地区社会福祉協議会慶弔の取り扱いについて

長東地区社会福祉協議会慶弔の取り扱いについては、特に規定が無くその時々判断で行われていたが、一定の取り決めをした方がよいとの考えから協議の結果、長東地区社会福祉協議会としては次のとおり取り扱うことにする。

1. 役員・顧問（注参照）が1期（または2年）以上在任した後に退任したときは、感謝状（様式1）を贈る。
2. 役員・顧問（注参照）が死去したときは、香典5,000円を供え、弔意電報を送る。
3. 3万円以上の現金を長東社会福祉協議会に寄付したときは、感謝状（様式2）を贈る。
なお、3万円未満のときは、お礼状（様式3）を送るものとする。
4. 病気等見舞いについては、個人関係の対応とする。
5. 表彰等の祝いについても、個人の対応とする。
6. この取り扱いによりがたい場合は、理事会にて協議する。

附則 この取り扱いは平成20年7月12日から実施する。

附則 この取り扱いは平成22年4月1日から適用する。

注： 役員とは、長東地区社会福祉協議会会則第7条に該当するもの
顧問とは、長東地区社会福祉協議会会則第10条に該当するもの
親族等は対象としない